

広島市立北部医療センター安佐市民病院（仮称）利便サービス施設 設置・運営事業に係るプロポーザル手続開始の公示

平成31年3月19日

次の事業について、プロポーザルの企画提案書の提出を招請します。

地方独立行政法人広島市立病院機構 理事長 影本 正之

1 事業の概要

(1) 事業名

広島市立北部医療センター安佐市民病院（仮称）利便サービス施設設置・運営事業

(2) 事業の実施場所

広島市安佐北区亀山南一丁目地内

※広島市立北部医療センター安佐市民病院（仮称）（以下「新病院」という。）は、2021年秋の竣工、2022年春の開院を目指しています。当該事業は、この新病院内において実施するものです。

(3) 事業内容

新病院の建物内において、地方独立行政法人広島市立病院機構（以下「機構」という。）が賃貸する場所（以下「貸付場所」という。）を受託者が賃借し、自らが費用を負担して、次に掲げる利便サービス施設を設置するために必要な内装、設備・什器備品等の機材の整備を行い、所定の期間にわたり、利便サービス施設を運営する事業です。

ア コンビニエンスストア

イ 来院者用及び職員用飲食施設（レストラン機能及びカフェ機能）

ウ 自動販売機

2 契約形態、事業者の条件等

(1) 契約形態

貸付は、借地借家法（平成3年法律第90号）第38条第1項に規定する定期建物賃貸借契約によることとし、利便サービス施設を一括して契約します。

(2) 契約期間

ア 10年間とし、貸付期間の始期は、新病院の開院時期を踏まえ、協議して決定します。

イ 貸付期間は更新しません。ただし、再契約は妨げないものとします。

(3) 事業者の条件

ア 単独事業者、複数の事業者で構成する事業体のいずれも可能とします。

イ 単独事業者の場合には、利便サービス施設の運営の一部を、事業者以外の者に実施させることができるものとします。

ウ 複数の事業者で構成する事業体の場合には、構成する事業者の中から代表事業者を定め、当該代表事業者が契約の履行全般に係る責務を負うものとします。

(4) 契約の解除

利便サービス施設のいずれかの施設の運営が困難となった場合は、契約を解除します。

3 契約方法

プロポーザルで選定された受託候補者を相手方とする随意契約により契約を締結します。

4 プロポーザルの手続等

プロポーザルの参加資格、実施要項等関係書類の配布期間・配布場所、参加表明の受付、質問の受付・回答、企画提案書の提出、企画提案に対する審査、受託候補者の選定、契約の締結等については、広島市立北部医療センター安佐市民病院（仮称）利便サービス施設設置・運営事業プロポーザル実施要項の定めるところによります。

5 担当部局

〒730-0037

広島市中区中町8番18号 広島クリスタルプラザ5階

地方独立行政法人広島市立病院機構 本部事務局 安佐市民病院整備室

電話 082-569-7332（直通） E-mail hirokikou-honbu@hcho.jp